

奈良工業高等専門学校特別聴講学生規程

平成17年4月1日制定

(趣旨)

第1条 奈良工業高等専門学校学則第60条の2第2項の規定に基づき、特別聴講学生に関する必要な事項を定める。

(入学資格)

第2条 他の高等専門学校、短期大学及び大学並びに外国の高等専門学校、短期大学及び大学の学生（以下「他高専等」という。）で、奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）における授業科目を履修しようとする者があるときは、当該他高専等との協議に基づき、特別聴講学生として受入れることができる。

(入学時期)

第3条 特別聴講学生の入学の時期は、原則として、学年又は学期の始めとする。

(出願手続)

第4条 特別聴講学生として入学を志願する者は、入学願書（別記様式第1号）を所属の他高専等を通じて、校長に提出しなければならない。

(入学許可)

第5条 特別聴講学生の入学の許可は、運営会議の議を経て、校長が決定する。

(履修科目)

第6条 特別聴講学生が履修できる科目は、原則として、実験、実習を除く学科の第4年以上に配当された専門科目及び専攻科の専門科目とする。

(検定料、入学料及び授業料)

第7条 検定料及び入学料は徴収しない。

2 授業料については、本校研究生、聴講生及び科目等履修生規程に定める科目等履修生の額と同額とする。ただし、当該他高専等との間で、相互に不徴収とされている場合には徴収しない。

(単位の認定)

第8条 履修科目に係る単位の認定は、本校学業成績評価、進級及び卒業の認定に関する規則又は専攻科の履修に関する規程に基づいて行う。

(単位修得等証明書)

第9条 特別聴講学生には、願い出により履修した科目の単位修得証明書又は履修証明書を交付することができる。

(退学)

第10条 学則等の学内諸規程に違背した者又は疾病その他止むを得ない事情により成業の見込みがない者に対しては、校長は退学を命ずることができる。

(他の規則等の準用)

第11条 この規程に定めるもののほか、特別聴講学生に関する必要な事項は、学則その他学内諸規程を準用する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

特別聴講学生入学願書

令和 年 月 日

奈良工業高等専門学校長 殿

大学等名
学科・専攻科
学 年
学籍番号
ふりがな
氏 名
生年月日
現住所
電話番号

学科・専攻科
学年
男・女
年 月 日

私は、貴校の特別聴講学生として下記授業科目を履修したいので、許可くださるようお願いいたします。

記

開講学期	曜日・限	授業科目	単位	担当教員
令和 年度 期				
令和 年度 期				
令和 年度 期				
令和 年度 期				
令和 年度 期				

指導教員		承認印	
------	--	-----	--